

子ども・子育て支援事業計画の見直し等について

1 概要

地域福祉保健計画の分野別計画である子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）に内包される子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）について、令和4年度が計画期間の中間年度に当たることから、見直しの検討を行う。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定する市町村計画（以下「子どもの貧困対策計画」という。）について、子どもの生活状況調査（令和3年度実施）等を踏まえ、子育て支援計画に追補する。

2 基本的な考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画

最新の人口統計等により人口推計を更新し、ニーズ量の算定を行い、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合は、計画の見直しを行う。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、今後のニーズ量の想定が困難であり、計画の見直しの必要性を判断できない場合は、その限りではない。

(2) 子どもの貧困対策計画

「文の京」総合戦略及び子育て支援計画に基づき、これまでも子どもの貧困対策を総合的に推進してきたことから、これらの計画における方向性等を維持し、子育て支援計画が子どもの貧困対策計画を内包するものとして、計画事業の整理・検討を行う。

なお、計画事業の整理・検討に当たっては、子どもの生活状況調査の結果を踏まえることとする。

3 スケジュール

令和4年	5月	第1回地域福祉推進本部、第1回地域福祉推進協議会
	7～8月	第1回子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会子ども部会 第2回地域福祉推進本部、第2回地域福祉推進協議会
	9月	第2回子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会子ども部会
	9～10月	パブリックコメント
令和5年	1月	第3回子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会子ども部会 第3回地域福祉推進本部、第3回地域福祉推進協議会
	3月	追補版納品

4 参考（子育て支援計画が内包する計画）

